

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

新幹線鉄道騒音に係る環境基準

単位：デシベル

地域の類型	基準値
I	70 以下
II	75 以下

備考) I 地域 … 別表に定める区域のうち、第一種及び第二種低層住居専用地域、第一種及び第二種中高層住居専用地域、第一種及び第二種住居地域、準住居地域

II 地域 … 別表に定める区域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

別表

新幹線鉄道名	区域
東海道新幹線	<p>東海道新幹線の軌道中心線から両側にそれぞれ 400 メートル以内の地域（鴨川、桂川及び山科川の橋梁に係る地域については、これら橋梁の橋げた両端のそれぞれの先端部における軌道中心線上の地点を中心とした半径 500 メートルの円内の地域）のうち、本市の区域。ただし次号に掲げる用地、区域等は除く。</p> <p>(1) 新幹線鉄道事業の用に供する駅区等用地及び線路等用地 (2) 東山トンネルの出入口における軌道中心線上の地点を中心とした半径 400 メートルの円内のトンネルに係る部分以外のトンネル用地 (3) 鴨川、桂川及び山科川の河川区域（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 1 項の河川区域をいう。） (4) 法第 8 条第 1 項第 1 号に掲げる工業線用地域として定めた区域</p>